



自動車整備技能者(整備士)手帳作成について

◆作成に必要なもの

1. 写 真

○新 規・・・2枚(たて4cm×よこ3.5cm)

○再交付・・・1枚(たて4cm×よこ3.5cm)

※過去に三重県で作成した方は再交付、三重県外で作成した方は新規扱いになります。

2. 料 金

○新 規・・・1,100円

○ 〃 ・・・ 770円(三重県外の手帳ご持参の方)

○再交付・・・1,100円

○ 〃 ・・・ 770円(三重県で作成した手帳ご持参の方)

3. 証明書類

○整備士合格証書

○整備大学校等卒業証書

○実技講習修了証書

お問い合わせ 一般社団法人 三重県自動車整備振興会 ☎059-226-5215(代) 担当 教育課



自動車整備士技能検定合格証明書について

自動車整備士合格証書の再交付はできません。証明書の取得については、国土交通省中部運輸局三重運輸支局ホームページを参考にして、ご本人が手続きしてください。(三重県で合格証書を交付された方に限ります)

案内

https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/mie/youshiki/seibi/3_ginougokakushoumeiannai.pdf

様式(PDF)

https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/mie/youshiki/seibi/3_ginougokakushoumeiyousiki.pdf